

平成30年10月17日

株式会社ゲオ
代表取締役 吉川恭史 様

特定非営利活動法人 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362 金沢市古府2丁目189番

TEL: 076-240-1012 FAX: 076-259-5963

〔連絡先〕 敦賀法律事務所

弁護士 安藤俊文

〒920-0902 金沢市尾張町1-5-25

TEL: 076-261-8500 FAX: 076-259-5963

ご連絡

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴社からの平成30年6月28日付回答書に対し、以下のとおりご連絡申し上げます。

1 貴社は、本件規定が消費者契約法10条に反しない理由として、消費者契約法逐条解説を挙げられておられます。

しかし、同解説の事例（期限までに返却されない場合は1日当たり300円の延滞料を申し受けます。）は、あくまで消費者契約法9条2号に該当しないという事例であります。

当法人は、本件規定は消費者契約10条に反すると指摘しているのでありますから、貴社の指摘は当たりません。

2 また、貴社は、延長料金の上限額は1点毎に60日分を上限とされていることを挙げられております。

しかし、当法人の申入書別紙各店舗料金集計表に当てはめますと、最低でも1万3800円となり、再調達価格を大幅に上回るものと考えられます。

したがって、延長料金の上限額を前提としても、本件規定は、再調達価格を大幅に超えて利用者に高額な延長料金を支払う必要を生じさせ、消費者の利益を一方的に害するものとなっております。

- 3 よって、改めて、当法人は、貴社に対し、本件規定の利用を速やかに停止するか、又は、本件規定を消費者契約法10条に適合する形で改定されることを求める旨、申し入れ致します。

敬具